

衆議院人委員会議録 第十五回

(九〇五)

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

理事田中伊三次君

理事平川篤雄君

理事伊藤郷一君

理事小澤佐重喜君

西村久之君

今井耕君

出席國務大臣

國務大臣大橋武夫君

出席政府委員

本部人事課長江口見登留君

警察予備隊本部

本部次長加藤陽三君

人事局人事課長間野信義君

委員外の出席者

専門員安部三郎君

委員勝間田清一君辭任につき、その

補欠として武藤運十郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十三日

精華村の地域給引上げの請願(大石ヨシエ君紹介)(第三〇四六号)

延岡市の地域給引上げの請願(佐藤重遠君外一名紹介)(第三〇四七号)

鹿川巡査駐在所及び横峰郵便局職員の地域給定に関する請願(佐藤重遠君外一名紹介)(第三〇四八号)

付知町の地域給定に関する請願(平野三郎君紹介)(第三〇四九号)

遠君外一名紹介)(第三〇四九号)

付知町の地域給定に関する請願

(平野三郎君紹介)(第三〇四九号)

本日の会議に付した事件

保安庁職員給与法案(内閣提出第二二八号)

都志町の地域給定に関する請願

(塙田賀四郎君紹介)(第三〇五〇号)下六人部村の地域給定に関する請願

(佐藤重遠君外一名紹介)(第三〇五一号)

(中村清君紹介)(第三〇五三号)

(南下浦町の地域給定に関する請願

(永井要造君紹介)(第三〇五五号)

(永井要造君紹介)(第三〇五四号)

(初声村の地域給引上げの請願(永井要造君紹介)(第三〇五五号)

(鶴方町の地域給定に関する請願

(中村清君紹介)(第三〇五三号)

(永井要造君紹介)(第三〇五五号)

(清水村の地域給定に関する請願

(遠藤三郎君紹介)(第三〇六〇号)

(江井町の地域給定に関する請願

(塙田賀四郎君紹介)(第三〇七号)

(鈴鹿市の地域給引上げの請願(水谷昇君紹介)(第三一二八号)

(青梅市との地域給定に関する請願

(鶴泰君紹介)(第三一二八号)

(黒木町の地域給引上げの請願(龍野臺一郎君紹介)(第三一二九号)

(川之江町の地域給引上げの請願(越智茂君紹介)(第三一二九号)

(福井市との地域給定に関する請願

(西村直己君紹介)(第三一二三号)

(福知山市の地域給定に関する請願

(大石ヨシエ君紹介)(第三一二三号)

(鶴井町の地域給引上げの請願(越智茂君紹介)(第三一二九号)

の審査を本委員会に付託された。

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより保安庁職員給与法案を議題として、質疑を継続いたします。

平川篤雄君。

○平川委員 一昨日の委員会で江口政

府委員から、いろいろ御答弁をいたしましたので、重複する点が多くあると思

いますが、一応國務大臣にお聞きしておきたいと思うのであります。

この人事委員会は、保安庁の職員、

隊員、こういう人たちの給与をきめる

ことになつておりますが、政府の提案

理由の説明というものは、私は根本

的に大事な眼目が抜けておると思いま

す。それは、一体保安隊に属する人た

ちは、どういう具体的な任務に応ずる

のであるか。特にわれわれの一番危惧

いたしておりますことは、本来の職責

上、生命の危険をかけてやらなければ

ならない性質の仕事であると思うので

あります。が、一昨日の政府委員の御答

弁によりますと、その点が実に曖昧模

糊としておるのであります。座談の中

に出て来たのであります。が、保安

隊の隊員は、何も毎日バレーボールや

ラグビーをやるために置いてあるわけ

ではないのであります。言葉は当然

ないかもしれません。が、非常な緊急事態に

当る、あるいはわれわれの想像によれ

ます。かような点についての疑問がわかれにあるのであります。そういう

点は何らお示しにならない。そうち

う点は本末を転倒しておると思いま

す。そういうことが本来の任務である

なら、まず出動に対する手当といふよ

うなものが第一番に出されて、初めて

保安隊の幹部並びに隊員の給与といふ

ものが完全になる——完全になるとい

うのはそれが中心になるという意味で

あります。こんなことを考えますと、

私はこの提案には根本的に披けておる

ものがあると思うのであります。

その後に、非常に不親切だと思いま

すのは、日々の勤務を命ぜられており

ますところの仕事の内容といふもの

は、これはもちろんわれわれが見に行

かなければならないことは当然であります。が、やはり一応明らかにせらるべき

行動が行われそうな危険といふもの

が現にあるのであります。それにつ

きしては、ただいまの国家地方警察の力

若えてみますと、相当暴力的な集団

行為が行われそうな危険といふもの

致するときがないと思うのです。け

れども最小限度最近の国内の情勢を

私はあらためてここで戦力の問題で

あるかどうかというようなことを繰返

す。この点につきましては大橋國務大臣と私は永遠に平行線であつて、一

すばかなことはしたくないと思いま

ます。常に不満を抱かざるを得ないのであり

ます。

私はあらためてここで戦力の問題で

あるかどうかというようなことを繰返

す。この点につきましては大橋國務大臣と私は永遠に平行線であつて、一

すばかなことはしたくないと思いま

ます。常に不満を抱かざるを得ないのであります。

私はあらためてここで戦力の問題で

あるかどうかというようなことを繰返

ます。





います。

○大橋國務大臣 単に机上計画といったしましては、一応どのくらいの数があるれば國土を防衛できるというようなこともあります。しかし、それは言えるかもしれません。それも、これは相手の侵略勢力をどう推定するか、また侵略手段をどう推定するかといふような、いろいろの不確定要素が多分にあるわけでございまして、このことだけでもなかなか容易に決定できないと思つております。また政府といつましても、そうした機上計画としてこの程度まで必要だといふ数によつてお示しする程度で調査は進んでおりません。かりに、そうした機上計画としてこの程度まで必要だといふ数、あるいは勢力といふものが計算できましても、これを政策として取上げるには、これを支えるべく日本の財政力なり、あるいはまたこれに協力するところの国民の感情なり、そういふ経済的政治的な要素といふものであわせて計算に入れなければなりませんので、たゞいまはその前提となる机上計画すらまだ申し上げる段階に達していない状況であります。どの程度の計画があるということについて申し上げる程度の計画は持つておらぬ、こう申し上げるわけでございます。

○平川委員 あぶない／＼と、直接侵略を受けるおそれがあつてあぶないと申します。それは責任のある政府として、私どもは少々納得ができない問題であります。それはそれといったしまして、また先ほどの御答弁の中へ帰つて参ります

が、訓練をやるのに、個人訓練と団体的訓練とを、昔の軍隊がやつておつたまことにやるとおつしやつておる。まことにその機上計画を立てまする場合においても、相手の侵略勢力をどう推定するかといふような、いろいろの不確定要素が多分にあるわけでございまして、このことだけでもなかなか容易に決定できないと思つております。また政府といつましても、そうした機上計画としてこの程度まで必要だといふ数によつてお示しする程度で調査は進んでおりません。かりに、そうした機上計画としてこの程度まで必要だといふ数、あるいは勢力といふものが計算できましても、これを政策として取上げるには、これを支えるべく日本の財政力なり、あるいはまたこれに協力するところの国民の感情なり、そういふ経済的政治的な要素といふものであわせて計算を入れなければなりませんので、たゞいまはその前提となる机上計画すらまだ申し上げる段階に達していない状況であります。どの程度の計画があるということについて申し上げる程度の計画は持つておらぬ、こう申し上げるわけでございます。

○大橋國務大臣 御質問にお答えいたしました。直接侵略の危険があるといふことを政府はいろいろな場合に唱えておりまする前に、たゞいま御発言にあります。今のお話を聞いておりますが、そういう点はどういうふうにお考へになつておるのでありますか。

○大橋國務大臣 御質問にお答えいたしました。直接侵略の危険があるといふことを政府はいろいろな場合に唱えておりまする前に、たゞいま御発言にあります。今のお話を聞いておりますが、そういう点はどういうふうにお考へになつておるのでありますか。

それから、予備役制度のごときものどうか、意思決定をするのを見なればわからぬ、こういうことではやはり訓練の計画は立たないと思うのであります。今のお話を聞いておりますが、そういう点に立ち合せて考へると、一旦訓練を受けました者は、再び使うということを前提としてお考へになつておるのであります。さればわからぬ、こういうことではやはり訓練の計画は立たないと思うのであります。今のお話を聞いておりますが、そういう点に立ち合せて考へると、一旦訓練を受けました者は、再び使うということを前提としてお考へになつておるのであります。

それから、予備役制度のごときものどうか、意思決定をするのを見なればわからぬ、こういうことではやはり訓練の計画は立たないと思うのであります。今のお話を聞いておりますが、そういう点に立ち合せて考へると、一旦訓練を受けました者は、再び使うということを前提としてお考へになつておるのであります。

それから、予備役制度のごときものどうか、意思決定をするのを見なればわからぬ、こういうことではやはり訓練の計画は立たないと思うのであります。今のお話を聞いておりますが、そういう点に立ち合せて考へると、一旦訓練を受けました者は、再び使うということを前提としてお考へになつておるのであります。

それから、予備役制度のごときものどうか、意思決定をするのを見なればわからぬ、こういうことではやはり訓練の計画は立たないと思うのであります。今のお話を聞いておりますが、そういう点に立ち合せて考へると、一旦訓練を受けました者は、再び使うということを前提としてお考へになつておるのであります。

それからもう一つ、実際現実に事件が起りまして、出動いたしておりますが、私は直接侵略に対する対策を立てるということはでございましたから、予備隊に関する限り、まだ、直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。政府といつましても、直接侵略に対する対策としてふうな御批判をいただいたのでございました。直接侵略の危険があるといふことを政府はいろいろな場合に唱えておりまする前に、たゞいま御発言にあります。今のお話を聞いておりますが、そういう点はどういうふうにお考へになつておるのであります。

それからもう一つ、実際現実に事件が起りまして、出動いたしておりますが、私は直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。政府といつましても、直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。政府といつましても、直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。政府といつましても、直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。

○大橋國務大臣 将來において予備役の予備隊の対策はどうかといつた御質問ですが、私は直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。政府といつましても、直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。政府といつましても、直接侵略に対する対策を立てるといつたのであります。

は、今のところそういうふうな点もござりますので、かたゞそりう意思は持つておらないわけでござります。それから安保條約においては自衛力漸増の約束がしてあるではないかといふ御質問でございます。その通りでございまして、それあればこそ政府といふと思ひます。それでその漸増の将来の申計画といふことになりますが、約束は、これを果す場合に、将来の計画まで立てるに至るやうな経済的に思ひます。それでその漸増の将来の申計画といふことになりますが、約束は、これを果す場合に、将来の計画まで立てるに至るやうな経済

し分ないと思ひますが、今の日本の実情から見ますと、約束を果すにつれては十分に増員を行ふように努力はされとしては判断をいたしておりますが、しかるが、この考へておるわけで現在年次計画を立てるに至つて、従いまして、約束は必ず果す、従つてでき得る限り年次度においても必要な増員を行ふように努力はしたい、こう考へておるわけであります。従いまして、約束は必ず具体的な計画を立てる段階に至つております。

○平川委員 この保安隊の将来の計画といふものは、今おつしやつたことではつきりしないのであります。それはそれでそれをいたしまして、先ほどのお話をやつております状態、しかも六箇月くらい延長するということで、相当大規模の場合も予想しておられると思ひます。が、その際に確信がある

あります。しかし、そのときの実情によつてどうぞ、これはそのときの実情によつてどうなるかわからぬと思います。そういう場合に必要な人員を維持していくと、これが手當といふものは、そういう直接侵略に対する際の手当を規定せられようともお考へになつておるわけですか。

○大橋國務大臣 そうすると、動員の際の手当といふものは、そういう直接侵略に対する際の手当を規定せられようともお考へになつておるわけですか。

○平川委員 これは直接侵略の際に手當といふものには、その自發的意願が起きた場合においては、本人の自發的意願によつても、この問題は解決し得るわけですが、しかしこれは今も申し上げました

あります。しかしそういう自衛的意思が起きた場合においては、本人の自發的意願によつても、この問題は解決し得るわけですが、この点も

あります。しかし、これは今も申し上げました

ことがあります。しかしこれは今も申し上げました

ことがあります。しかしこれは今も申し上げました

ことがあります。しかしこれは今も申し上げました

であります。そうすればいつでも応じられるような準備をなさつておるのが私は当然であると思ふのであります。大が、それが見えないのであります。大橋さんは直捷現在の予備隊、あるいは将来の保安隊というものについて、そうちした精神面に転換するようないろいろな具体的な計画、精神的な奮起を要求し得るような具体的な計画というものについて、何かお持ちになつておるならばお示しを願いたい、これは当然あるものと考えるのであります。

○大橋國務大臣 警察予備隊の訓練において、精神指導を全然やつていないというようなお答えを江口次長から申し上げたというふうに……。

○平川委員 指導原理というものがまだない……。

○大橋國務大臣 指導原理がないといふことを申し上げたのではなくて、指導原理はどうぞいます。それは何であるかといふと、警察予備隊といふものは、日本憲法の精神をあくまでも守つて行く、民主主義というものをあくまでも守つて行くところの国の不可欠の組織である。そしてこの要員たる者は、民族及び祖国に対する大きな愛国心といふものの基礎の上に立つて、職務を遂行すべきものである、それが予備隊の隊員に対する要請である、こういう趣旨をもつて常に精神指導をいたしておりますのでございます。ただその精神指導について、具体的な課業時間を設けて、精神指導訓練というような鉛打つて特別な指導はいたしておりません。この精神指導は警察予備隊のあらゆる訓練を通じて、不斷に実施せられるべきものである。こうした考え方で指導をいたしておるわけでござい

ります。

○平川委員 それではひとつこの委員会に対しまして、現在警察予備隊あるいは保安庁に属する人たちを、どういうふうに訓練なさつてあるかというようなものを、具体的に何時間勤務で日課はどういうふうであるとか、各個訓練はどういう程度のものであるとか、見たいと思うのであります。それを見まして、また質問することになります。私本日はこの程度で打切りたいと思います。

○藤枝委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十二分散会